

基本目録

2

暮らしの「環境」が輝くまちづくり

## 2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり

1. 調和のとれた土地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画マスタープランの推進</li> <li>(2) 用途地域内への住宅建設の誘導</li> <li>(3) 産業用地の確保の支援</li> </ul>
2. 魅力的で美しいまちなみづくり <b>【重点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 美しく愛着のもてるまちなみづくり</li> <li>(2) 緑豊かなまちなみづくり</li> </ul>
3. 自然環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然環境の維持・保全活動</li> <li>(2) 自然環境に関する学習や啓発の推進</li> </ul>
4. 交通基盤の整備 <b>【重点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共交通手段の充実</li> <li>(2) 計画的な道路整備</li> <li>(3) 広域交通網の整備</li> </ul>
5. 住環境の充実 <b>【重点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定住化の推進</li> <li>(2) 町営住宅の整備と長寿命化の推進</li> <li>(3) 良質・安全な住宅改修の促進</li> </ul>
6. 空家対策の推進 <b>【重点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 空家活用の促進</li> <li>(2) 危険空家への対応</li> </ul>
7. 水環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全でおいしい水の安定的な供給</li> <li>(2) 公共下水道の計画的整備</li> <li>(3) 合併処理浄化槽設置の推進</li> </ul>
8. ごみ処理・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物対策の推進</li> <li>(2) 産業廃棄物対策の推進</li> <li>(3) 不法投棄対策の推進</li> <li>(4) 公害防止の環境づくり</li> </ul>
9. 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防体制の強化</li> <li>(2) 防災体制の強化</li> </ul>
10. 安全で安心な環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防犯体制の強化</li> <li>(2) 安全な交通環境整備</li> <li>(3) 消費者行政の推進</li> </ul>

## 基本政策の方向性

身近にある田園の緑や長い歴史に培われた歴史的・文化的遺産は、ふるさと吉富町の誇りです。これらの原風景を守り活かしながら、やすらいで暮らすことができる生活地域と、町に活力をもたらす産業地域などがバランスよく調和した土地の利活用を推進します。

## 現況と課題

- 少子高齢化の進展、地球環境問題、防災・減災や個性ある都市づくりへの要請の高まりといった、社会変化や都市計画に対する社会的要請の変化を踏まえて、広域的な計画とも調和させながらまちづくりを効果的に進めることが課題となっています。
- 本町においては、町域全体を都市計画区域に指定し、都市計画用途地域176haと農業振興地域377haとに大きく2分することにより、望ましい土地利用のあり方を示しています。しかし、近年は、農業振興地域内の農地に住宅建築が進み、計画的なまちづくりや農業振興に支障をきたすことが懸念されています。
- 平成27年1月現在、総面積573haのうち、農地は194ha（33.9%）、宅地は181ha（31.6%）、雑種地は19ha（3.3%）、その他が179ha（31.2%）となっており、農地が減って宅地が増加する傾向が続いています。
- このような中、平成20年度に都市計画マスタープランを策定し、平成40年を目標年次とした長期的な展望のもと、町の将来像や町が行うべき都市計画の方向性を示しています。
- 前期基本計画期間においては、都市計画マスタープランに沿って用途地域内への開発誘導を図りました。しかし、新たな工業団地については、農地法改正等の影響もあり確保が進んでいない状況です。
- これからの中期基本計画期間においては、都市計画マスタープランをまちづくりの1つの指針として調和のとれた土地利用を進めていくとともに、用途地域内の高度利用を図りつつ、吉富町のまちの魅力を高める施設誘致を見据えた空地・空家活用等による産業用地の確保にも取り組む必要があります。



幸子地区田園風景

## 主要施策

### (1) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、長期的な展望にたち都市計画を進めていきます。なお、都市計画マスタープランでは、現在の用途地域内へ開発を誘導することを基本とし、その上で新たな需要が生まれたときの受け皿として用途地域の拡大を想定しているため、既存計画を適切に推進することから取り組みます。

#### ①都市計画及び農業振興地域整備計画の推進

- 調和のとれた土地利用を行うため、用途地域内への住宅誘導や優良農地の保全など、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進します。

### (2) 用途地域内への住宅建設の誘導

本町における近年の住宅建設では、用途地域外に建設されるものも数多くあることから、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進するため、計画的に用途地域内への住宅建設を誘導します。

#### ①住宅地開発における民間活力の積極的な活用

- 民間の事業者による用途地域内における住宅地の開発を促進するため、空地の情報提供や道路新設、及び狭あい道路の拡幅など、町として必要な支援を行います。

#### ②用途地域内の町有地の有効活用

- 用途地域内において十分に活用されていない町有地について、住宅用地としての有効活用を進めます。

### (3) 産業用地の確保の支援

まちの魅力を高める商業施設等の誘致に向けて、適地にある空地活用等による産業用地の確保の支援を進めます。

#### ①産業用地の確保の支援

- 空地の活用等による、まちの魅力を高める店舗や工場等の施設の誘致に向けた産業用地の確保を支援するとともに、狭あい道路の拡幅などの環境整備を図り、大小の規模を問わず、積極的に商工業施設の誘致を進めます。

#### ◆みんなができること◆

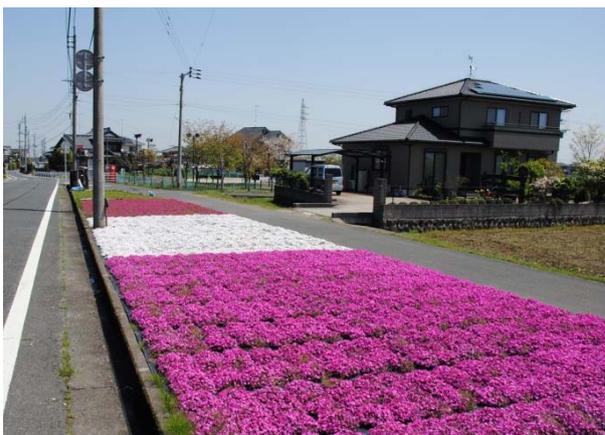
- まちづくりに対する意識を高め、用途地域内への住宅の建設や空家・空地の利用など、限られた土地の有効活用に努めます。

## 基本政策の方向性

住民が自らの町を誇りに思い、愛着をもって住み続けるために、また町外の方が移り住みたくなるような魅力的なまちとなるように、吉富らしさを感じさせる、緑豊かで美しいまちなみづくりを促進します。

## 現況と課題

- 平成16年に景観法が施行され、多くの市町村が景観行政団体として、景観法に基づく良好な景観形成に取り組んでいます。
- 本町においては、町道小犬丸界木線（下往還通り）や昔ながらの漁村地域などの歴史的な情緒を感じるまちなみ景観を有する一方、近年、田園地帯に新たな住宅が建築され、住宅と農地が混在するまちなみ景観となっています。
- また、地域の花壇づくり等の草花によるまちなみ緑化の推進を図るとともに、海岸沿いの松林の景観復活に向けた黒松の植樹祭を実施するなどの自然と調和した景観整備が進められています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富・花のシンフォニー構想」をきっかけに続く地域の花壇作りの支援を継続するとともに、JR吉富駅前の整備に合わせた円形花壇の設置などの景観整備を行ってきました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの取り組みを継続していくとともに、本町の歴史・自然および社会活動等を景観資源として再認識しつつ、効果的に活用し、個性ある景観を持った美しいまちを形成していくことが必要です。



地域の花壇づくり



黒松千本植樹祭

## 主要施策

### (1) 美しく愛着もてるまちなみづくり

道路等への愛称の設定や主要道路へのシンボリックな景観形成など、美しく愛着もてるまちなみづくりに計画的に取り組むことで、町民はもちろん町外の方もこの町に住みたくなるような魅力的なまちなみの形成を目指します。

#### ①計画的な景観づくり

- 魅力的で美しいまちなみの形成に向けて、景観形成及び景観まちづくりの方向性を定めた計画を作成するなどして、住民と行政が協働で計画的なまちなみづくりを推進します。

#### ②通り名の命名と道路案内板の設置

- 道路に対する関心を高め、親しみを深めることを目的に、引き続き町の主要道路に公募で設定した通称をつけ、道路案内板を設置します。

#### ③主要道路における歩道等の景観整備

- 県道など町を縦横に貫く町内の主要な道路において、町のシンボルとなるような景観の形成に向け、歩道等の整備を関係機関とともに進めていきます。

### (2) 緑豊かなまちなみづくり

道路・公園・河川沿いや各家庭などにおける植樹の推進により、緑豊かな美しいまちなみの創出を図るとともに、生活の中にある身近な自然の維持や創出を住民との協働で行います。

#### ①自然の森の維持と植樹の推進

- 天仲寺公園や鈴熊山公園、駅前広場、町道、各家庭などに、計画的な植樹を推進し、緑豊かで美しいまちなみづくりを進めます。

#### ②草花等による地域の緑化推進

- 現在町内各地で行われている地域の花壇づくりについて引き続き支援すると共に、美しい景観作りに向けた住民向けの支援制度をつくるなどして、住民との協働による緑化活動の充実を図ります。

## 成果指標

指標の内容	現況値	目標値
通り名の命名数	6件（26年度まで）	12件（最終年度）
植樹の箇所数・本数	不定数	毎年3箇所・50本

#### ◆みんなができること◆

- まちづくりに対する意識を高め、良好な町並みを保ち、景観づくりやまちづくりに協力します。
- 樹木や草花など、身近な自然を大切に、育てていきます。
- 緑化活動などの地域の活動には積極的に参加・協力します。

## 基本政策の方向性

生活に密着する身近な自然環境を財産としてとらえ、自然環境の維持・保全及び整備に努めます。また、住民一人ひとりが自然環境を守るという意識を持って行動できるよう、環境保護意識の普及・啓発や教育活動を通じた自然環境学習に取り組みます。

## 現況と課題

- 地球温暖化問題やエネルギー制約に対応して、緑地の保全及び緑化の推進が重要な課題となっています。このため、自然環境の整備または保全を民間による取り組みとあわせて推進していくことが重要です。
- 本町は、周防灘に面し、佐井川や山国川に囲まれ、天仲寺山や鈴熊山などの緑豊かな自然があり、これを保全していくことが求められます。平成20年から始まった環境美化キャンペーンでは町内の河川敷の清掃が行われています。また、公園などにおいては、毎年、各地域から希望のあった樹木の植栽・管理が行われています。
- 前期基本計画期間においては、自然環境の維持・保全活動として、道路・河川愛護事業やボランティア海岸清掃事業などの環境美化活動、住宅用太陽光発電設備推進などの各種取り組みを行いました。また、環境意識の普及・啓発活動として、小学生が作成したポスターを活用した地球温暖化防止に関するパンフレットの作成・配布や、広報誌への環境に関する内容の掲載など住民の意識向上に努め、さらに、小学校における自然環境学習が進められました。
- これからの中期基本計画期間においては、住民と行政の協働による環境にやさしいまちづくりを目指して、今後も環境美化活動の推進や住宅用太陽光発電設備の設置など自然環境の維持保全に努め、自然エネルギーを利用した低炭素社会の実現への継続的な取り組みを推進する必要があります。また、深刻化する地球温暖化問題を身近な環境問題として考える環境教育についても、継続して推進する必要があります。



環境美化キャンペーン

## 主要施策

### (1) 自然環境の維持・保全活動

住民と行政の協働による環境にやさしいまちづくりを目指し、「吉富町環境美化に関する条例」に基づく環境美化活動の推進や再生可能エネルギー設備の設置など、自然環境の維持保全に努めます。

#### ①環境美化活動の推進

- 環境美化活動を継続し、広報誌やホームページで町内に限らずボランティアを募り、環境美化意識の向上を目的とした散乱ごみの収集活動を行います。

#### ②道路・河川愛護、海岸清掃、公園清掃等ボランティア活動の推進

- 道路・河川愛護や海岸・公園清掃など、住民のボランティアにより実施している環境維持活動を継続し、推進することで、地域ぐるみでの環境の維持・保全に努めます。

#### ③再生可能エネルギー設備設置の推進

- 環境にやさしいまちづくりと地球温暖化防止のために、住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを活用する設備の設置を推進します。

#### ④公共施設における新エネルギー活用推進

- 町内における再生可能エネルギーなどのクリーンなエネルギーの活用に向けて先導的な役割を担うため、公共施設等における省エネの推進や新エネルギーの活用促進を図ります。

#### ⑤水質保全に関する広報・啓発活動の推進

- きれいな水環境の維持を図るため、水質保全に関する広報や啓発活動を推進し、水環境に対する意識の向上を図ります。

### (2) 自然環境に関する学習や啓発の推進

小学校における環境教育の推進に努めます。また、自然環境の維持、保全について啓発し、住民一人ひとりの環境に対する意識高揚を図ります。

#### ①自然環境学習の推進

- 小学校における総合的な学習「探ろう 吉富の海」の実施、地球温暖化防止等環境啓発関連ポスター募集、地球温暖化防止パンフレットの作成活用等、家庭・地域と連携を図りながら環境教育を推進します。これにより、豊かな感性や思いやりの心で身近な環境問題をとらえ、進んで環境に働きかける態度を育てます。

#### ②地域の樹木・草花等の紹介

- 身近すぎて見過ごしている町の自然に目を向け、地域全体で守っていくため、町にある美しい樹木や草花、飛来してくる野鳥などについて随時広報誌やホームページで紹介し、自然環境の保全に関する啓発を行います。

#### ◆みんなができること◆

- 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから一人ひとりが行動を起こします。
- 身近な環境問題に関心を持ち、清潔で快適なまちづくりに協力します。

## 基本政策の方向性

高齢化社会等に対応し、公共施設、医療機関や商業施設に安全で快適に移動できる利用者の視点に立った公共交通網の整備に努めます。また、道路は、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であり、土地利用に大きな影響を与えることから、計画的かつ効率的な整備を行います。

## 現況と課題

- 人口減少社会となり高齢化が進む中、都市機能が散在したままでは、全体的な都市機能の低下を招くと共に高齢者の移動などに支障が生じます。このため、人が集まる施設等を市街地等の拠点に集約し、各拠点間を連絡する交通網を形成する集約型の都市構造の構築が必要とされています。また、狭い道路の改善による既成市街地の高度利用の推進及び基幹的な公共交通網の維持・充実も求められています。
- 本町では、中央部を東西にJR日豊本線が通り、吉富駅から北九州市までは約1時間となっています。また、公共施設や商業施設が比較的まとまって立地しており、これらの施設と住宅地域を結ぶ吉富町巡回バス、築上東部乗合タクシーが運行されて、住民、特に高齢者等の移動手段の一つとして定着し、買い物や通院等に利用されています。
- 前期基本計画期間においては、町内を運行するバス（吉富町巡回バス、築上東部乗り合いタクシー）の運営により、住民のバス利用が定着してきました。また、幹線道路の整備については、広津交差点の改良や住宅が密集する小犬丸地区への防災道路の新設などが進められてきました。広域交通網については、東九州自動車道の開通により交通の利便性が向上しました。
- これからの中期基本計画期間においては、町内運行バスについて、引き続き乗客数を増やすなど収入増のための方策を検討する必要があります。また、道路整備として、今後は地区内の狭小な道路整備や歩行者の安全な通行確保のための歩道整備を進めていく必要があります。さらに、広域交通網の整備として、本町の海岸部を通る周防灘湾岸線道路の整備について近隣自治体と連携して要望活動を行い、その実現に向けて努力する必要があります。



JR吉富駅



吉富町巡回バス

## 主要施策

### (1) 公共交通手段の充実

既存の公共交通機関について、住民のニーズに応じてさらなる充実を図り、町内外への移動時の利便性を向上させることで、より住みよいまちづくりを推進します。なお、JR日豊本線については、行橋駅、新田原駅止まりの列車の大分方向への延長を国・県・JRに働きかけます。

#### ①巡回バス運行サービスの充実

- JR吉富駅を基点に南北に分けて町内全域を巡回する吉富町巡回バスの運行を継続します。なお、今後は住民のニーズに応じて運行方法を改善し、また、安全確保のため可能な限り停留所の整備を行います。

#### ②築上東部乗合タクシーの運行

- 上毛町と共同で旧大平村役場からJR中津駅までを結ぶ築上東部乗合タクシーを引き続き運行します。

### (2) 計画的な道路整備

国・県等の関係機関と連携し、町全体の土地利用を考慮した計画的な道路整備を推進します。また防災上の観点や交通弱者への配慮、バリアフリー化等の視点に立った道路整備に努めます。

#### ①狭あい道路の拡幅促進

- 集落内における幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備のために、用地の確保及び整備に関する要綱の検討を行い、市街地環境の整備や災害時等における安全性の向上を図ります。

#### ②道路整備の推進

- 道路整備計画を見直し、住民の利便性向上や有効な土地利用を推進するため、県道接続道路の整備、集落内の道路整備など計画的な道路整備を推進します。

#### ③歩行者や交通弱者の安全確保

- 通学路における歩道の舗装色分けによる歩行者空間の安全性確保、バリアフリー化や点字ブロックの設置など、歩行者や交通弱者に配慮した安全で安心な道路整備を行います。

### (3) 広域交通網の整備

関係機関と連携を図りながら、東九州自動車道の早期完成や周防灘湾岸線道路の建設に向け働きかけを行い、広域交通網の整備に努めます。

#### ①周防灘湾岸線道路整備の要望

- 周防灘湾岸線道路の整備について、整備に向けた要望活動を実施します。

#### ②主要道路交通網の要望

- 地域の利便性を向上させる主要交通網について、近隣自治体と連携し、整備充実に向けた要望活動を継続的にを行います。

## 成果指標

指標の内容	現況値	目標値
公共交通乗客数	乗り合いタクシー 年17,200人 巡回バス 年9,200人	乗り合いタクシー 年18,000人 巡回バス 年10,000人
通学路整備率（歩道・カラー舗装等）	26.4%	40%

### ◆みんなができること◆

- 道路の破損や危険な箇所は通報をします。
- 地域の公共交通機関を活用します。
- 自動車や自転車の運転マナーや公共交通利用のマナーを守ります。

## 基本政策の方向性

活力あるまちづくりを進めるため、定住化促進施策を充実させるとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、安全・安心で住みよい住環境の整備を図ります。また、町営住宅については、長寿命化計画に基づき修繕、整備、改修を行います。

## 現況と課題

- 活力あるまちづくりに向けて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等により定住化の促進を図るとともに、公営住宅や個別の住宅における生活空間の質の向上が必要とされています。
- 本町では、人口増加と新築住宅戸数の増加を目的として、平成18年4月から「吉富町定住化促進条例」を施行し、住宅を新築、建替えまたは購入された住民を対象に、固定資産税相当額を奨励金（以下、「吉富町定住化奨励金」）として3年間交付しています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富町定住化促進条例」に基づく吉富町定住化奨励金の交付を続け、町外からの転入者の増加に貢献しました。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営山王団地の建替えを実施し、別府団地の建替えについても準備を進め、さらに予防的修繕を行うことで建物の長寿命化を図りました。
- これからの中期基本計画期間においては、さらなる定住促進を図っていくために、吉富町定住化奨励金の交付制度の内容を検討し、より効果的なものにしていくとともに、住環境の整備など他の定住施策についても充実させていく必要があります。また、計画的な町営住宅の修繕・整備を進め、かつ防災や高齢化、空家問題等に対応していくために、既存住宅の耐震化や改修等を推進し、安全で良質な住環境の構築に向け対応を進めていく必要があります。

## 主要施策

## (1) 定住化の推進

活力あるまちづくりを進めるため、定住促進や未利用町有地の活用など人口増加のための取り組みを行います。

## ①定住化促進制度の充実

- 吉富町定住化奨励金を継続し、活用促進を図るとともに、さらなる定住化を促進するための制度の充実を検討します。

## ②未利用町有地の売却

- 十分に活用されていない町有地について、定住化を促進するため住宅用地としての活用を進めます。

## ③子育て世代の定住化に向けた住環境の整備

- 人口増加のため、若者や子育て世代の定住化に向けた住環境の整備に向けて、空家の有効活用やその間接的な支援等、民間活力の活用も含めた総合的な施策を進めます。

## ④移住定住促進に向けたPR活動の充実

- 町の魅力や独自の施策、定住化の奨励内容等をまとめた移住定住促進特設サイトを構築し、広く町内外にPRすることで、町への定住を促します。

## (2) 町営住宅の整備と長寿命化の推進

町営住宅の更新コストを削減するために、予防保全的な維持管理を行うとともに、老朽化が顕著な住宅については建替えを行います。

### ① 現住宅の建替え

- 長寿命化計画により「建替」の方針となった町営住宅については、整備計画を策定し、それに基づき計画的に整備を行います。

### ② 町営住宅の計画的な維持管理

- 町営住宅の長寿命化計画により、「改修」の方針となった町営住宅については、計画的な維持管理、改修の実施により長寿命化を図り、トータルコストの低減に努めます。

## (3) 良質・安全な住宅改修の促進

質の高い生活空間の確保に向けて、既存住宅の改修による、高齢者等にも優しいバリアフリー化の推進、及び安全性の向上を図ります。

### ① 既存住宅の改修の推進

- バリアフリー等に対応した既存住宅の改修や、空家となっている建物の活用を促進するため、助成等の支援を検討します。

### ② 戸建て住宅の耐震化の推進

- 既存の戸建て住宅の耐震化を推進するため、啓発を行うとともに、改修に要する費用の助成や情報提供などの支援を行います。

## 成果指標

指標の内容	現況値	目標値
定住化促進制度による転入者数	16人（26年度）	100人（最終年度）
未利用町有地の宅地売却区画数	0区画（26年度）	10区画（最終年度）

### ◆みんなができること◆

- 住まいを大切に、適切な維持・管理を行います。
- 住宅を建設する際には、バリアフリー化を意識します。
- 4m未満の道路に接した住宅の新築の際には、セットバック用地を遵守します。

基本政策の方向性

町内外の住民との交流拡大、及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として、空家の有効活用を図ります。また、老朽化や損傷により倒壊等のおそれがある危険空家等について、関係法令所管部局などと連携して、適切な対応を図ります。

現況と課題

- 平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の空家は約820万戸、空家率は13.5%となり、前回調査の平成20年に比べ0.4ポイント上昇し、過去最高となっています。この空家対策として、空家の有効活用を推進することとあわせて、危険空家の除却などによる安全確保が求められています。
- 本町においても、平成27年8月の調査で、空家数は約300戸となっています。このように社会問題となっている空家が今後さらに増加していくと、本町の活力や地域の安全性・防災性の更なる低下を引き起こすことから、空家の問題を将来における住宅・まちづくり政策の重要課題の1つとしてとらえ、早急な対策を実施することが必要となっています。
- これからの中期基本計画期間においては、空家をも一つの地域資源と捉え、その有効活用により地域の活性化につなげていくことが望まれています。また、安全面や防災面で問題となっている危険空家については、現状把握の上、撤去などの適切な対策を図ることが必要となっています。



移住・定住特設サイト（イメージ）



空家・空地バンク（イメージ）

## 主要施策

### (1) 空家活用の促進

町内でも増加が進む空家の状況を適切に把握し、活用が可能な空家については、居住者を呼び込んだり、起業拠点として整備し起業を支援するなど、空家を地域の資源として捉え、定住化促進や地域活性化のため積極的な活用を進めます。

#### ①空家バンク制度の導入

- 空家の現状を把握の上、空家となった家屋を広くホームページ等で紹介し、入居希望者と所有者を結ぶための空家バンクの整備を行います。

#### ②空家活用の促進

- 空家の売却や賃貸を促すため、所有者に対して空家の改修や片付け等に係る支援を行い、空家の活用促進を図ります。

#### ③空家の多様な活用方策の検討

- 空家を住宅としてだけでなく、起業拠点や店舗など別の施設として生まれ変わらせるリノベーション\*を推進するなど、空家をまちづくりのための資源と捉え、多様な活用方策を検討します。
- \*リノベーション:既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

### (2) 危険空家への対応

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、これらの危険な空家を特定の上、撤去・改善等の適切な措置を講じます。

#### ①危険空家への対応

- 危険な空家の現状把握の上、特定空家等\*への指定、及び撤去の指導等により、危険空家の改善を図ります。
- \*特定空家等:「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、著しく危険性を有し、放置することが不適切であるなどとして指定された空家

## 成果指標

指標の内容	現況値	目標値
空家バンク利用による転入者数（新規）	－	30人（最終年度）
空家の住宅以外の利活用件数（新規）	－	5件（最終年度）

#### ◆みんなができること◆

- 町などが実施する空家調査に協力し、空家情報の把握を支援します。
- 所有者においては、定期的・適切な維持管理を行うとともに、低価格での貸し出しなど空家の有効活用に協力します。
- 危険空家に認定された場合、速やかに解体等の適切な処置を講じます。

## 基本政策の方向性

上水道については、安全で安心な水の安定供給に努めるとともに、健全な経営に努めます。また、下水道については、公共下水道の計画的な整備に努めるとともに、合併処理浄化槽による効率的かつ効果的な手法も検討の上、総合的な整備を目指します。

さらに、限りある水の有効活用を図るため、広報等を通じた節水意識の高揚を図ります。

## 現況と課題

- 上下水道は地域の健全な発展、公衆衛生の向上のほか、顕在化してきた地球温暖化への対応や持続可能な循環型社会の構築を図るための健全な水循環および資源循環など、安全で快適な生活を営む上で、必要不可欠な社会基盤施設です。
- 本町では、昭和47年から上水道事業を開始し、平成26年度末現在の給水人口は6,373人となっています。また、公共下水道における処理区域内人口は3,070人となっています。
- 前期基本計画期間においては、下水道工事とあわせ、老朽化している上水道の配水管等の補修・更新を随時実施し、コストの縮減や漏水の早期発見及び補修、外部塗装修繕等により、長期間の使用に耐えられる良質な配水施設に向けた整備を進めました。
- これからの中期基本計画期間においては、高齢化や単身世帯の増加、家屋の老朽化により、下水道供用開始地域であっても水洗化が進まないことが懸念されます。そのため、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況などの社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な污水处理施設整備を検討する必要があります。
- また、上水道については、良質な水の安定供給を図ることはもちろん、効率的かつ効果的な経営に努める必要があります。さらに、水は限りある資源であるため、節水に関する啓発に取り組んでいくことが必要です。



上水道幸子浄水場

## 主要施策

### (1) 安全でおいしい水の安定的な供給

高い普及率を維持し、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の整備を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指します。

また、限りある水を有効に利用するため、広報などを通じた節水意識の高揚に取り組みます。

#### ①上水道事業の安定経営

- 積極的な漏水対策を行い、有収率の向上を図ります。また、事務の効率化、建設コストの縮減を図り、経済的な運営を行います。

#### ②浄水場、配水池、配水管等の補修・更新

- 浄水場や配水池、配水管等、上水道の各主要施設の補修・更新を今後も計画的に実施します。

#### ③節水意識の高揚

- 町広報誌や町ホームページを活用し、節水に関する啓発を行います。

### (2) 公共下水道の計画的整備

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のために、今後とも計画的な公共下水道整備を進めます。また一方で、合併処理浄化槽の設置との連携を考慮しつつ、公共下水道区域の見直しを行うなど、効果的かつ効果的な手法での下水道の総合的な整備を目指します。

#### ①下水道の計画的な整備

- 事業認可区域内においては、財政部局との調整を図りながら着実に整備を進めます。

#### ②公共下水道への接続の推進

- 公共下水道整備済の区域においては、接続を促進するため、早期接続への助成制度の継続や啓発活動等を積極的に行い、接続率の向上を図ります。

#### ③下水道の有用性についての意識啓発

- 町広報誌に下水道の有用性に関する記事を掲載し啓発を行います。また、小中学生を対象とした下水道作品展を充実させ、水環境に対する意識の向上を図ります。

### (3) 合併処理浄化槽設置の推進

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のために、公共下水道の整備まで長期間を要すると考えられる区域や公共下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

#### ①合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付

- 公共下水道の整備まで長期間を要する区域や整備区域外においては、合併処理浄化槽設置について、補助金を交付するなどして設置を推進します。

#### ◆みんなができること◆

- 水は大切な資源であるとの意識を持ち、節水に努めます。
- 下水道が環境に果たす役割について理解を深めます。
- 公共下水道への接続、または合併処理浄化槽の設置により、水路や河川の美化に努めます。

## 基本政策の方向性

ごみ処理の現状や環境問題についての広報・啓発を行い、住民・事業所・行政の協働による取り組みや3R活動を推進してごみの減量化を図ります。また、良好な環境を保全していくため、適切な監視・指導による公害の発生防止に努めます。

## 現況と課題

- ごみの焼却や埋立による環境への悪影響を減らすことや、限りある資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくるため、ごみの3R（Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）によるごみ処理・リサイクル対策の推進が求められています。また、事業活動による公害発生に対しても、適切な防止措置を講じることが強く求められています。
- 本町は、一般廃棄物については、豊前市外二町清掃センター内にリサイクルセンターを整備しており、より細やかな分別収集や、生ごみ処理容器の購入補助を実施するなど、ごみの3Rによる再資源化・減量化を促進しています。また、産業廃棄物については、京築保健福祉環境事務所と連携し、企業に対する適切な指導・管理や、不法投棄防止のための巡回及び看板の設置にも取り組んでいます。さらに、公害防止の環境づくりとして、環境対策を要する事業所とは環境保全に関する協議や協定の締結を行っています。
- 前期基本計画期間においては、ごみの分別についての広報啓発活動により住民の意識が向上しつつあります。産業廃棄物に対しては、警察、県との連携による対応体制を構築し、不法投棄に対しては迅速に対応を行っています。また、環境対策を要する事業所の進出の際には、環境保全についての協議を実施しました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続きごみの3Rや産業廃棄物対策を推進するために、住民・事業所との連携のもと、取り組みを継続する必要があります。また、公害発生に対する規制及び監視を継続することも重要です。さらにPM2.5(微小粒子状物質)などによる大気汚染など、公害の広域化に対応して、広域での連携した対応が必要となっています。



豊前市外二町清掃センター

## 主要施策

### (1) 一般廃棄物対策の推進

ごみの減量化及び再資源化を図るため、分別収集の徹底を図ります。また、生ごみ処理容器購入への補助や自然環境に配慮した事業を推進します。

#### ①ごみ出しのマナー等の啓発の推進

- ごみ出しに関する留意点をまとめた分かりやすいパンフレットの作成やごみ集積場所への啓発看板の設置等により、ごみの分別収集を推進しごみ出しのマナー等について啓発を行います。

#### ②コンポスト等生ごみ処理容器購入の支援

- ごみの減量化を推進するため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、一般家庭がコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合にはその費用の一部を補助します。

### (2) 産業廃棄物対策の推進

「事業者自己処理の原則」に基づいて適切な処理が行われるよう、排出業者への指導・監視体制を整えます。

#### ①排出業者への指導・監視体制の整備

- 法令に基づく廃棄物処理がなされるよう、関係機関と連携した指導・監視体制の整備に努めます。

### (3) 不法投棄対策の推進

関係機関と連携を図りながら各種対策に取り組み、不法投棄の防止に努めます。

#### ①不法投棄対策の実施

- 看板の設置や巡回、土地所有者への適切な土地管理方法の指導などにより不法投棄の防止に努めます。また、不法投棄を発見した際は、警察等関係機関と連携して適切に対応します。

### (4) 公害防止の環境づくり

近隣や町内に進出する一部企業については、環境保全協定の締結を求めるなど、公害発生の防止に努めます。

また、広報・啓発活動により、公害問題に関する正しい知識の普及に努め、住民の日常の取り組みに役立っています。

#### ①事業所の進出時における公害防止対策の推進

- 近隣や町内に進出する環境対策を要する事業所等については、進出に伴う様々な環境面での弊害に配慮するよう、環境保全協定の締結を求めるなどして、未然に公害の発生防止に努めます。

#### ②公害問題に関する広報・啓発活動の実施

- 公害問題に関する正しい環境認識の確立を目指して広報・啓発を行い、公害発生の未然防止を図ります。野焼き・生活音など、身近な公害についても意識啓発を図ります。また、PM2.5についても、広報・啓発を行います。

#### ◆みんなができること◆

- 不必要なものを買わない・もらわないようにして、ごみを減らす生活を心がけます。
- ごみはしっかりと分別します。
- 買い物には買い物袋（エコバック）を持参します。
- 日頃の生活を見直し、省エネルギーに努めます。
- ごみのポイ捨てをしないようにし、また、ポイ捨てや不法投棄がされないようなきれいな町を保ちます。

## 基本政策の方向性

自然災害や火災の被害が最小限に食い止められるよう、住民、地域コミュニティ、事業者、その他関係機関と連携のもと、適切な対応がとれる体制の確立・強化を目指します。

## 現況と課題

- 平成23年3月に起こった東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）をはじめ、局地的な豪雨による洪水など、近年、想定を超える災害が起きています。被害を最小限に抑えられるよう地域防災計画の策定とそれに基づく防災対策の実施が強く求められています。
- 本町では、災害対策基本法に基づいて平成25年11月に「吉富町地域防災計画」を全面改訂しました。風水害、地震・津波災害、大規模事故災害等に関して、町、その他の防災関係機関、関係団体及び住民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示しています。
- 前期基本計画期間においては、東日本大震災を教訓に、地域の実情にあわせた防災体制を整備するため、平成23年度に全自治会に自主防災組織の設置を行い、平成25年度からは、全町を対象にした防災訓練を年1回定期的に開催しています。住民に対しては、ハザードマップによる災害危険箇所の周知や、広報紙、講演会等による防災意識の啓発を進めています。さらに、備蓄物資の購入や庁舎への非常用電源の整備、避難所施設の耐震化や機能強化、住宅地における消火栓等の消防施設の整備など、様々な分野で積極的に大規模災害への備えを進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、災害への対応を万全にするため取組を継続するとともに、避難行動要支援者の避難支援についても日頃からの十分な検討と備えが必要です。災害時等に地域防災活動の要となる消防団や自主防災組織の機能強化や人員の確保・育成についても積極的に進める必要があります。また、消火栓は町内に網羅されていますが、大規模火災への対応においては不十分な所があるため、防火水槽の設置等についてもさらに進めていく必要があります。



全町対象の防災避難訓練

## 主要施策

### (1) 消防体制の強化

大規模な火災等にも対応できる消防水利を町内全域に網羅し、安全で住みよい環境を整備するとともに、火災予防の広報啓発を実施し、住民の防火意識の高揚を図ります。

#### ① 防火水槽等消防水利の確保及び消火栓ホース格納箱の整備

- 初期消火体制を充実し火災による被害を最小限に抑えるため、防火水槽や消火栓を計画的に整備します。また、消火栓のそばにホース等の格納箱を設置し、近隣住民による初期消火体制の充実を図ります。

#### ② 火災予防広報・啓発活動の実施

- 火災を予防するための広報・啓発活動を実施し、防火意識の高揚を図ります。また、設置が義務化された住宅用火災警報機等の設置をさらに促進します。

#### ③ 消防団の充実強化

- 消火活動の要となる消防団が消火活動等に使用する設備の充実や、消防団員の確保、訓練等による団員の育成など、消防団のさらなる充実強化を図ります。

### (2) 防災体制の強化

防災体制をハード・ソフト両面で総合的に充実強化し、大規模な災害時の被害を最小限にとどめることで、安全で安心なまちづくりを推進します。また、要配慮者支援体制を整備、充実させるとともに、自主防災組織の拡充を図ります。

#### ① 災害に強い組織・ひとづくり

- 災害時において迅速かつ適切な行動を可能にするため、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、関係者や住民による防災訓練を実施します。また、防災講演会や各種防災研修会の開催により、地域住民による防災活動の更なる推進を支援します。

#### ② 災害に強いまちづくり

- 公共施設や避難所における防災機能の強化や危険箇所の監視体制の整備、住宅の耐震化等、総合的な災害対策を計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進します。

#### ③ 応急活動体制の整備

- 大規模災害時における避難者等に対する食料等の緊急物資を計画的に備蓄し、災害に備えます。また、近年多発する局地的な豪雨、大地震で発生する津波等に対応できるよう、さらなる情報提供体制の充実や災害対応資機材等の整備充実を図ります。

#### ④ 災害対策基本法等の改正に伴う吉富町地域防災計画の見直し

- 災害対策基本法等の改正に準じた、吉富町地域防災計画の見直しを行います。これにより、防災活動の適切な実施を可能とし、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ります。

#### ◆みんなができること◆

- 日頃から防災意識を高めて、災害が起こったときには自分の身を守り、お互いに助け合うことを意識します。
- 防災訓練には積極的に参加します。また、地域の防災活動には積極的に協力します。

## 基本政策の方向性

身近な危険から生活を守るため、住民、地域コミュニティ、事業者、その他関係機関と連携のもと、防犯対策や交通安全などを推進します。

## 現況と課題

- 住民生活のなかで最も件数が多く身近に潜む危険である交通事故や犯罪について、これらの発生を減らす環境の構築を進めることは、住民が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めるうえで大変重要です。
- 本町では、防犯について凶悪犯罪はほとんどありませんが、近年は子どもなどの社会的弱者が被害者となる犯罪が社会的問題となっており、地域ぐるみの防犯体制の強化が必要です。
- 交通安全については、全国的に交通事故が減少する傾向にありますが、高齢者が被害者または加害者となる事故や死亡事故の割合が高くなっています。本町においても人身事故は減少傾向にあるものの、毎年40件前後の人身事故が発生しており、引き続き交通安全に対する取り組みが求められています。
- 前期基本計画期間においては、防犯について、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施しました。また、交通安全については、自治会などの要望を通じて、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置や取り換え・修繕を随時行いました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き犯罪のない町を目指して防犯対策を継続していく必要があります。また、安全な交通環境の整備についても、引き続き進める必要があります。さらに、近年では一人暮らしの高齢者などを狙った悪質な訪問販売や通信販売、食の安全など消費者被害の発生が大きな社会問題となっており、住民への情報提供などにより、トラブルに巻き込まれないよう啓発を行う必要があります。



青色防犯パトロール

## 主要施策

### (1) 防犯体制の強化

防犯パトロールの充実や、関係機関との連携体制、住民・地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の抑止力を高めることで、地域から犯罪をなくし、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

#### ①防犯設備の整備

- 防犯カメラをまちの要所に設置するなど、防犯設備の整備、充実による安全な環境の構築を図ります。

#### ②自主防犯パトロール(青色防犯パトロール)の実施

- 青色回転灯を装着した車両を活用し、地域の防犯団体による自主的な防犯パトロールの実施を支援します。

#### ③防犯広報・啓発活動の実施

- 警察などの関係団体と連携し、犯罪発生の情報や予防方法など防犯に関する情報を広報・啓発し、住民の防犯意識の向上を図ります。

#### ④子どもを見守る運動の実施

- 吉富町青少年育成町民会議などを中心に、学校や地域、警察等が連携し、町内の重点箇所において、子どもたちが安心して登下校できるよう見守り運動を推進します。

### (2) 安全な交通環境整備

カーブミラーや区画線の設置等により、交通事故を起こしにくい交通環境を整備するとともに、交通安全に関する広報・啓発活動や教育を通じて、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

#### ①交通安全施設の整備

- 安全な交通環境の実現を図るため、交通危険箇所においてカーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置・修繕等を行います。

#### ②交通安全広報・啓発活動、教育事業の実施

- 警察や交通安全指導員等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動や子ども及び高齢者への交通安全教室を実施し、住民や通行人の交通マナーの向上を図ります。

### (3) 消費者行政の推進

近年、消費生活が多様化する中で、販売方法やサービス、安全性等に関する様々な問題が起こっています。関連機関と連携し、消費生活情報の提供や消費生活相談等を行い、消費者対策を推進します。

#### ①消費者啓発の推進

- 若年者と高齢者を対象とした消費生活情報の冊子やチラシを配布するとともに、注意すべき事例が発生した場合に、広報、ホームページ、全戸回覧、防災無線等で注意を呼びかけます。

#### ◆みんなができること◆

- 車を運転するときには歩行者に配慮したやさしい運転を心がけます。
- 道路を通行するときには交通マナーを守ります。
- 消費生活に関する情報には注意し、トラブルに巻き込まれないように常に心がけます。